

「民事訴訟最終告知書」のハガキが届いた！
相手先には一切連絡せず、無視して下さい

事例

今日、3年前に亡くなった父宛にハガキが実家に届いた。2週間後に第1回口頭弁論があると書いてある。母が心配してハガキに書かれた番号に連絡してしまった。電話の相手が出なかったが、今後の対処法を教えてほしい。ハガキの裏は、保護シールが貼ってあった。(50代女性)

アドバイス

- 裁判所からは「特別送達」で配達されます、普通郵便・ハガキで来ることはありません。相手先には一切連絡せず、無視して下さい。
- 架空請求は、封書で送付されたり、最近では債権回収業者を名乗り、覚えのない契約の未納料金や損害金の和解についての電話もあるようですが、無視して下さい。
- ハガキ・封書・電話と様々に形を変えながら架空請求がくる可能性があります、家族やご近所の方々と情報共有しながら、冷静に対応するようお願いいたします。
- 困ったときは、名寄市消費生活センターか名寄警察署にすぐ相談してください。

民事訴訟最終通告書

令和2年2月13日

訴訟番号 令和2年 (ワ)第4号420

下記請求事件について告知人は、被告知人に対し訴訟を告知する。

第1 告知の理由

1 訴訟における原告の主張の要旨は消費料金未納である。
2 よって、告知人は当該訴訟において敗訴するときは被告知人に対し損害賠償の請求をすることができるので、
で民事訴訟法により上記訴訟を告知する次第である。

第2 訴訟の程度

上記訴訟において、告知人は令和2年2月5日訴状の通達を受け、かつ令和2年3月5日、午前10時の第1回口頭弁論期日の呼び出しを受けている。

第3 訴訟の取り下げ

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては、受付時間内にて承っておりますので局員までお問合せ下さい。
このまま連絡なき場合、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て特別送達により出廷命令が送付されます。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。
以上をもちまして最終通知とさせていただきます。

訴訟取り下げ最終期日 令和2年2月19日

東京都千代田区麹町5-13-2

法務局認定法人 民事訴訟通達管理機構

(民事第一部) 03-6384-4737

電話受付時間 9:00~17:00(土、日、祝日を除く)

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

